

接骨院・整骨院での 保険証のルールをご存じですか？



なぞなぞです！

接骨院で、ねんざには使えて、肩こりには使えないもの、なーんだ？

接骨院や整骨院は病院とは異なり、健康保険が使えるのは限られたケースだけ、というルールになっています。マッサージ代替りの施術には保険証は使えず、自費診療となります。



はい、
保険証ー！

保険証が使えるのはこんなときだけ (負傷原因がはっきりしているケガや痛みのみ)

打撲 ねんざ 肉離れ

骨折 脱臼

応急手当をする場合をのぞき
あらかじめ医師の同意を得ることが必要

こんなとき保険証は使えません (全額自費になります)

- ✕ 疲労や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労
- ✕ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ✕ 病院などで治療中のケガ
- ✕ 労災保険が適用となる仕事や
通勤途上での負傷

接骨院・整骨院にかかったときの注意点

- 「療養費支給申請書」に署名するときは、内容をよく確認して自分で署名してください。
- 領収証は保管してください（医療費控除に使用できます）。

*後日、ダスキン健康保険組合から負傷原因について確認することがあります。ご協力をお願いします。

整形外科と接骨院・整骨院のちがい

接骨院・整骨院で施術を行うのは、医師ではなく柔道整復師です。保険適用のルールや治療行為にちがいががあります。

	整形外科	接骨院・整骨院
国家資格	医師	柔道整復師
保険証の使用	○	一部限定で○
レントゲンを使用するの診察	○	×
手術・投薬	○	×

「部位転がし」が問題になっています

1人の患者が肩・ひざ・腰など部位を変えて負傷と治療を繰り返し、長期にわたって保険証を使って施術を受ける事例（いわゆる部位転がし）が問題になっています。施術が長期にわたる場合は、ほかの病気も考えられますので、医師の診察を受けましょう。みなさんからの保険料を適正に使用するために、ご協力ください。

